

## (4) 八女市立星野中学校 部活動基本方針

(令和8年度版)

令和8年1月策定

### 1 部活動の目的

- (1) スポーツや文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を養い、好ましい人間関係の形成を行う。
- (2) 学校生活を豊かにし、個性を伸ばさせるとともに、自己を発揮する能力を高める。

### 2 活動にあたっての基本方針

- (1) 生徒の健康および安全の確保を第一にする。
- (2) 生徒の自主的・自発的な活動が充実するような指導を行う。
- (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動をめざす。
- (4) 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするようなことがないようにする。
- (5) 家庭生活との調和を図り、保護者からの理解と協力をえられるようにする。
- (6) これまでの部活動に関するガイドラインに基づくと同時に、今後の地域展開を見据えた活動とする。

### 3 校内における部活動の具体的な進め方

#### (1) 土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）の活動

- ア. 週末の活動は、土日のどちらか1日を原則とする。
- イ. 週末の大会参加等で土日ともに活動した場合は、休養日を翌週の平日に振り替える。
- ウ. 大会出場等、週末に活動を行う場合は、管理職の許可を得る。

#### (2) 休養日（部活動を行わない日）の設定

- ア. 学期中は、平日に1日の学校全体での休養日を設ける。木曜日を基本とするが、行事等で別日にすることもある。
- イ. 長期休業中も学期中に準じた扱いを行う。
- ウ. 定期考査開始の3日前から定期考査終了前日までは休養日とする。
- エ. 8月中旬及び年末年始は適切な休養日を設ける。学校閉庁日は休養日とする。
- オ. 学校全体での休養日は、学校だよりやホームページ等で事前に保護者に知らせる。
- カ. 自然災害の危険性や感染症等の流行等がある場合は、臨時に休養日とすることがある。

#### (3) 活動時間

- ア. 平日の部活動時間は最長90分程度とする。なお、部活動終了時間は別に定め、文書で保護者に知らせる。
- イ. 朝練習は、大会等の前に必要な場合のみとし、全職員理解のもと行う。生徒、保護者および職員の過度の負担とならないよう配慮する。時間は30分以内とし、1日の活動時間に含めない。
- ウ. 週末および長期休業中の活動時間は最長180分程度とする。

(4) 活動計画の作成

- ア. 部顧問は毎月の活動計画を作成し、管理職および保護者に知らせる。
- イ. 管理職は活動計画及び活動実績の確認を行い、必要に応じ顧問に指導・是正を行う。

(5) 生徒の健康・安全の確保

- ア. 顧問の監督のもと活動することを原則とする。
- イ. 顧問が出張等で不在の場合は、他の職員の監督のもと活動を行ってもよい。
- ウ. 職員会議は原則休養日に行うが、そうではない場合は活動前に安全な活動ができるように生徒に指導し、職員による巡回も行う。
- エ. 職員は本校の山間部という地理的条件を理解し、活動時間や活動内容等には十分な配慮を行う。
- オ. 顧問は随時、施設設備や用具等の点検を行い、事故の未然防止に努める。
- カ. 事故等発生した場合は、本校危機管理マニュアルに則り迅速な対応を行う。

(6) 校外における活動、対外試合に係る移動手段

- ア. 生徒の送迎には、原則、保護者の送迎とする。  
ファーストステージにおける保護者への交通費（1000 円）を支給する。
- イ. 保護者の送迎が困難な場合は、学校にてバス・タクシーを借り上げ、引率する。
- ウ. 顧問が運転する自家用車等は使用しない。

(7) その他

- ア. 顧問は必要に応じ部活動保護者会を行う。
- イ. 保護者から活動に要する費用を徴収する場合は保護者の理解を得るとともに、会計は適正に処理する。
- ウ. 外部指導者（部活動指導員を含む）は、職員で共通理解し校長の承認のもと置くことができるものとする。

4 校内の部活動設置

(1) 令和8年度の設置

卓球部、吹奏楽部、(陸上・駅伝部)

卓球部については、拠点校部活動が設置されるが、本校の部を継続させる。

(2) 令和9、10年度の設置

卓球部、吹奏楽部、(陸上・駅伝部)

卓球部については、令和11年度から卓球クラブへ移行することを周知しておく。  
卓球クラブでは大会出場はできない。

(3) 令和11年度以降の設置

卓球クラブ、(陸上・駅伝部)

卓球クラブは、地域活動に参加しない生徒の受け皿とする。活動時間は別途定める。

## 5 拠点校部活動における具体的な進め方

### (1) 令和10年度までの拠点校部活動

令和10年度まで八女市東部エリアでの拠点校活動方式を実施するため、5の(2)の種目について参加することができる。ただし、参加の際は、5の(7)の通りとする。

### (2) 実施する種目と拠点校（東部エリア）

| 種目      | 拠点校    | 開始時期  | 備考              |
|---------|--------|-------|-----------------|
| ※サッカー部  | 西中学校   | 令和7年春 | 令和7年4月から実施      |
| 女子バレー部  | みさき学園  | 令和8年夏 |                 |
| ※男子バスケ部 | 南中学校   | 令和8年夏 |                 |
| 女子バスケ部  | みさき学園  | 令和8年夏 |                 |
| 卓球部     | 立花中学校  | 令和8年夏 | 本校は拠点校部活動に参加しない |
| 剣道部     | 黒木中学校  | 令和8年夏 |                 |
| バドミントン部 | 矢部清流学園 | 令和8年夏 |                 |
| ※軟式野球部  | 南中学校   | 令和8年夏 | 八女BCへの参加を促す     |
| 吹奏楽部    | 未定     | 未定    |                 |
|         |        |       |                 |

※エリアを超える種目

### (3) 指導体制

- ア. 拠点校顧問が指導の中心となる。種目によっては、部活動指導員となる場合もある。
- イ. 拠点校部活動に参加する生徒がいれば担当者を選任し、生徒の状況について密に連絡する。生徒についての連絡（練習会の欠席等）があれば、本校の担当者から拠点校顧問へ行う。
- ウ. 事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校と本校で連携して対応する。
- エ. 拠点校に対し、参加生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導に当たって必要な情報を提供する。
- オ. 管理職、養護教諭等は、拠点校と参加生徒の情報について共有する。
- カ. 参加生徒またはその保護者が、拠点校の部活動方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が、生徒の活動を中止させることができる。

### (4) 拠点校における活動

- ア. 他校の生徒と一緒に活動するため、互いに協力しながら信頼関係を築いていく。
- イ. 拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。
- ウ. 参加生徒は、拠点校における部活動の方針（活動日、各大会や試合への参加、遠征等）に従う。

エ. 本校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として本校の活動を優先する。

オ. 拠点校の練習日を合同練習日とし、参加生徒は拠点校へ移動して参加する。ただし、平日の合同練習への参加は義務ではない。

カ. 平日は個別の活動となるが、本校での活動の場は設定しない。

キ. 活動費については、両校で協議して決める。

#### (5) 大会等への参加

ア. 各大会の参加にあたっては、主催者が定める大会要項に従う。

イ. 中学校体育連盟 主催大会については、当該中学校体育連盟が定める「拠点校部活動参加規定」に従う。

ウ. 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行う。

#### (6) 参加者（保護者）が負担するもの

ア. 練習会・大会出場への移動の際の送迎。

イ. 送迎に係る経費。

ウ. 部費。

#### (7) 参加申込手順

ア. 拠点校部活動への参加を希望する場合は、本校の校長に「参加申込書 兼誓約書 ・保護者同意書」（様式 1 ）を提出し、本校ならびに拠点校の承認を得る。

イ. 拠点校の体制が整い次第、本校から当該生徒・保護者に連絡し活動を開始する。

#### (8) その他

ア. 活動中の事故および交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請手続き等は、本校が行う。

イ. 当該年度の拠点校実施内容等の生徒・保護者への周知は本校で行う。